

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員評価	調査員コメント	審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他に、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類					
[原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	B 本年度、協会役員を中心に法令遵守を徹底するための研修会等を実施している。今後、協会社員及び加盟団体も含めた法令遵守の徹底を図る取り組みを強化していく。	1 定款 B 県協会研修会案内 C 強化部インテグリティ研修案内			(1) 一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を遵守している。 (2) 公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守している。 (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）については特定非営利活動促進法を遵守している。	(1) 定款	
	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること					(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があつたとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること。 (2) 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること。		
	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	B 本年度、中央競技団体の各種規程を含め、協会定款及び各種基本規程の再確認（理解）を促している。中央競技団体との連携を図りながら、裁定委員会・規律委員会機能も十分働かせた中で、法令遵守の徹底を図る取り組みを強化していく。	2 基本規程（1～22）			(1) 一般スポーツ団体においては法人格を規定する法令以外にも自らの事業運営において適用される関係法令地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守すること。	(1) 基本規程	(1) 例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。
	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	A 本年度役員改選が行われ、ガバナンスコードに準拠した役員体制を構築した。役員の多様性、理事会の実効性、役員等の新陳代謝を図る仕組みを役員改選基本方針に定めた。女性役員については候補者育成を図りながら、次期改選時には1名以上の増員を図ることとしている。	5 役員名簿 A 第1回役員選考委員会			(1) 外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。（定義の説明） ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	【参考】ここでいう「外部理事」はJBAにおける外部有識者の定義を準用し、以下の通りとします。 「外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。 ① 当該協会と下記の緊密な関係がある者 ア 過去4年間の間に、当該協会の役員または評議員であった者 イ 地区バスケットボール協会、各種の連盟または協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者 ウ 当該協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者 ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者 ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者
	(5) 組織運営等に必要の規程を整備すること【追加】	A 各種基本規程（22規程）及び各種部会内規定にて組織運営上必要な規程（規定）は定めている。法人移行後もJBAからの指導等に基づき、理事会決議により新たな規程を制定するなど対応している。	1 定款 2 基本規程（1～22） 3 部会内規定			(1) 定款や基本規程等、組織運営に必要な規程を整備している。	(1) 定款 (2) 基本規程 (3) その他各種規程	
	(6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】	A 法人設立時社員は12名であったが、加盟団体（JBL・各種連盟・市町村協会）及びブロック・協力団体から選出された社員、部会業務に携わる社員等、2020年度では総勢140名で構成している。	4 組織図 5 役員名簿 6 社員名簿 8 部会・委員会名簿			(1) 評議員/社員の多様性を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 評議員/社員名簿 ※評議員/社員全体の構成とその割合を明示してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	※JBAの評議員構成を参照 評議員数47名以上77名以内 加盟団体（都道府県協会：47名） BLGに所属するチーム（19名） Wリーグに所属するチーム（5名） JBA理事会推薦（1～6名）※2020年度は4名
	(7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】	B 定款では、理事総数を10名以上30名以内と定めており、法人設立以降2019年度まではMAXの30名で構成していた。2020年度役員改選の基本方針により、理事総数を20名前後とすることを決議した。2020年度の理事は24名である。また、理事会権限の重要性を再認識するとともに役員に尊厳を高め、協会運営の重要な意思決定機関としてふさわしい役員候補者を選出するという方針に基づき、役員選考委員会にて候補者の人選をした。	5 役員名簿 A 第1回役員選考委員会			(1) 理事会を適正な規模とし、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿	(1) 理事会は、その役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事をバランスよく配置しているか、意思決定の迅速化、議論の質向上、監督機能の強化等に資するかという観点のもと、理事会を適正な規模で構成することが望まれる。
	(8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】	A 2019年度までは役員の任期を定めていなかったが、役員改選の基本方針に則り、理事及び理事の任期上限等を役員規程に追加し制度化した。また、専務理事の職務代行や常務理事の年齢制限を申し合わせ事項とした。	2 基本規程 (1) 5 役員名簿 A 第1回役員選考委員会			(1) 理事の就任時の年齢に制限を設けている。 (2) 理事の再任回数の上限を設けている。	(1) 役員選任に関する規程等 ※理事の再任回数及び在任年数を明示してください。	(1) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、将来の担い手となり得る人材を計画的に育成していくことが強く期待される。
	(9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】	A 役員選考委員会の位置づけを明確にするため、役員規程に、独立した諮問機関とし、構成員に有識者を配置することを定めた。2020年度の役員選考委員会は、県協会組織図内に独立した形で反映させ、有識者2名を含む5名で構成している。	2 基本規程 (1) 4 組織図 A 第1回役員選考委員会 D 第1回定時理事会議事録			(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選定委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選定委員会の議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。 【参考】JBA「役員候補者の選考に関する規程」
	(10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】	B 40%の目標割合には到底及ばないものの、2016年度0名、2018年度1名、2020年度2名と1名ずつ増員している。今後も改選毎に1名以上の増員を目指し、女性マネジメント人材を育てる（登用する）施策を進めていく。	5 役員名簿 A 第1回役員選考委員会			(1) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。	(1) 役員名簿 ※理事全体に占める外部理事の割合と女性理事の割合を明示してください。 ※外部理事として分類している理事については、その根拠を説明してください。 ※役員名簿には「関係役職名」を記載してください。	(1) 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用することが望まれる。 (2) 業務執行理事についても女性を任用することが望まれる。 (3) 理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、協会/連盟運営に必要な知見を高める機会を設けることなどにより、将来の協会/連盟運営の担い手となり得る人材を計画的に育成している。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式(案)

都道府県協会向けガバナンスコード (JBA方針) 適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】	B 現在、年度毎に基本方針と重点実施事項を策定し、協会ホームページで公表している。今後は、中長期的な協会改善方針も策定し、より一層充実した組織運営に努めていく。 C 2021年度から、3～4年をサイクルとした県協会中期目標・中期方針を策定する。代表理事会(会長・副会長)を検討機関と位置づけ、理事会に提案・実行していく体制を構築する。				(1) 中期目標を策定している。 (2) 中期目標を公表している。 (3) 目標策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 中期目標 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	(1) 競技力向上、普及、マーケティング、ガバナンスなど、重要な業務分野ごとに、より詳細な目標を策定し公表することが望まれる。 (2) 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善を行うことが望まれる。 (3) 中期目標の内容として、例えば以下のような要素を含むことが考えられる。 ①組織として目指すところ(ミッション、ビジョン、戦略等) ②現状分析 ③達成目標(具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など) ④戦略課題(現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題) ⑤課題解決のための戦略及び実行計画(アクションプラン) ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス(PDCAサイクル)
	(2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材(定年退職者)の活用を積極的に行うこと【追加】	B 県協会を運営しているのは、常勤役員1名・非常勤職員2名を除けば、全て本業を別とするボランティアの社員・会員等である。法人移行時から人材発掘に力を入れてきており、社員140名を代表するように多くの関係者にて組織運営がなされている。20・30歳代の人材発掘に継続に取り組み、新陳代謝を図る仕組みを確立していく。	4 組織図 6 社員名簿			(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 人材の発掘・育成・活用に関する計画	
	(3) 財務運用における健全確保をすること【追加】	B D-fund事業における申請・報告業務の理解も深まり、経理処理に関しては適切に行われるようになってきた。各事業の予算立て(前年度収支実績に基づく試算)を綿密に行い、運用の適性を担保しつつ、大幅赤字や補填が生じないよう管理していく。	E D-fund IBA申請要項			(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定している。 (2) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	(1) 財務の健全性確保に関する計画	(1) 会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。 (2) 安定した団体運営が可能な計画を策定することが望まれる。 (3) 財務の健全性とは、財源の多様性の確保等、自己財源の充実を意味する。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式(案)

都道府県協会向けガバナンスコード (JBA方針) 適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	B 本年度から協会役員・社員に対し、インテグリティ研修受講を必須とした取り組みをスタートした。協会主催のインテグリティ研修会を2回実施し、外部団体主催の各種研修会への積極的参加を呼びかけている。JBAコンプライアンス委員会新設を機に、専門家を講師として招聘した県内研修会の実施を検討していく。	B 県協会研修会 案内 C 強化部インテグリティ研修案内			(1) 役員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 役員向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 役員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 役員向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）等、NFに適用される関係法令及びガバナンスコードについて ②組織運営のために整備している各種規程や統括団体が定める加盟要件等に係る規程について ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について ④選手選考の適切な実施について ⑤大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	B 現在、指導者・審判員等に対する研修会・講習会では、インテグリティに関するカリキュラムを取り入れている。協会主催の研修会の回数を増やし、さらに多くの学ぶ機会を創出する。競技者等に関しては、チーム指導者がチームを統括し、競技者及び保護者等関係者への教育を徹底する体制をしている。	B 県協会研修会 案内 C 強化部インテグリティ研修案内 F 緊急告知			(1) PBAが主催する大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画	(1) 登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等） ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について ③暴力行為、セクハラ、パワハラについて ④その他の違法行為について（未成年の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等） ⑤SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
	(3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】	B 2020年度はコロナの影響により、例年年度当初に実施していた審判会議（集合体研修）が実施できなかったが、審判部長（審判委員長）が講師として各ブロックに向き講習を実施した。県協会では整備したZOOMを有効に活用した研修を推奨していく。	G 第1回審判部会議事録			(1) PBAが主催する大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。	(1) 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画	

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式(案)

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 <small>※本欄に添付書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要</small>	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	A 協会組織として総務財務部（財務委員会）に非常勤職員を配置し、他の5部会の会計、各種事業別の会計を統括している。監事に定期的な指導をいたす。また、財務・経理の処理は適切に行われている。今後、加盟団体への監督・指導に力を入れていく。	2 基本規程 (2・5・6・7・19・20・22) 5 役員名簿			(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法に基づき適性のある監事等を設置している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	(1) 監事名簿 ※監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考える理由を説明してください。 (2) 財務関連の規程	
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	B 県体育協会や中央競技団体からの補助金の会計処理は、適切な申請と報告を行っている。今後は、日本スポーツ振興センター助成金を有効に活用していく方針である。	1 0 収支予算書 1 1 収支補正予算書 1 2 決算報告書			(1) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。		(1) 資金源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び実行等の各種手続を適切に実施することが望まれる。 (2) 法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用されることが望まれる。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	B 現在、会計組織体制（6部会会計と各事業担当会計）を整え、会計担当者の負担軽減を図っている。各事業担当口座の法人口座（公認口座）を早期に完了するよう取り組んでいる。	4 組織図 H 各担当口座調査			(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	(1) 専門家のサポート体制に関する資料	(1) 計算書類や組織運営規程等の各種書類の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用することが望まれる。 (2) 専門家の選定に当たっては、スポーツに関する業界動向や適用のある法律・税制・会計基準の改正等に適じた専門家の人選を行うことが望まれる。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式（案）

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証憑書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証憑書類の提出が必要	補足
		自己説明	証憑書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】	B 協会定款・各種基本規程等は、協会ホームページに掲載し情報開示している。中央競技団体等のホームページとリンクし、協会ホームページからも各種情報を取得できるようにしている。 A 県協会社員総会・理事会等にて、法令に基づく開示を行っている。また、関係書類は5年間協会オフィスに保管し、一般の閲覧に対応している。	10 収支予算書 11 収支補正予算書 12 決算報告書 13 監査報告書			(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。	(1) 予算・決算書類等	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】	B 現在作成しており、JBA提出・確認後、協会ホームページに公開する。	K 自己説明・公表確認書			(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。	(1) 審査基準に対応する書類	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。
	(3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】	B 組織運営に関する情報は、随時協会ホームページで公開している。競技会情報や各種事業情報は、協会ホームページに掲載するとともに、協会公式フェイスブックでも可能な限りリアルタイムで情報公開に努めている。 A 組織図（社員名簿含む）、役員名簿、部会・委員会名簿は、協会ホームページに常時掲載している。	4 組織図 5 役員名簿 6 社員名簿 7 名誉役員・裁定委員会名簿 8 部会・委員会名簿 9 基本方針・重点実施事項 14 年間計画 15 競技大会開催日程 16 事業計画 17 アンダーカテゴリー事業計画 18 事業報告			(1) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成し開示している。	(1) 組織図 (2) 役員名簿 (3) 評議員/社員名簿 (4) 事業計画/事業報告書	(1) PBAのウェブサイト等において情報を開示することが望まれる。

スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査
審査様式(案)

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

原則	審査項目	PBA記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	備足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
<p>【原則6】 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	<p>(1) 市区町村協会との連携を図ること 【追加】</p>	<p>B 今までは、社員総会時が市町村協会社員と一堂に会する唯一の場であった。コロナの影響により、3月分から協会ZOOM会議を開催し、11月に加盟団体連絡会をZOOM会議形式で開催した。県土が広範囲にわたっており、集合体の会議の開催はなかなか難しい現実であったが、ZOOM会議を活用して連携を強化していく。2021年度からは、特に加盟団体のガバナンス構築を県協会の大きな方針として掲げ、組織体制の見直し、事業財務状況の監視、加盟団体としての実効性の確保を図っていく。</p>	<p>1 定款 4 組織図 4 加盟団体連絡会案内 1 加盟団体連絡会会議資料</p>			<p>(1) 加盟規程の整備等により市区町村協会等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 市区町村協会等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 市区町村協会等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。</p>	<p>(1) 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程 (2) 市区町村協会等との関係図 (3) 最近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等 (4) 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画</p>	<p>(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、市区町村協会等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応することが望まれる。 (2) 市区町村協会等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。</p>

【ご提出いただく信憑書類】

- 定款
- 基本規程
- 役員選任に関する規程等
- 役員候補者選考委員会に関する規程等
- 役員候補者選定委員会名簿
- 役員候補者選定委員会の議事録
- 役員名簿
- 評議員/社員名簿
- 財務関連の規程
- 監事名簿
- 組織の中期目標
- 人材の発掘・育成・活用に関する計画
- 財務の健全性確保に関する計画
- 役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画
- 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育の実施計画
- 審判員向けのコンプライアンス教育の実施計画
- 専門家のサポート体制に関する資料（会計処理）
- 予算書
- 決算書
- 組織図
- 事業計画書
- 事業報告書
- 市区町村協会等との間の権限関係を定める規程
- 市区町村協会等との関係図
- 直近に行った市区町村協会等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等
- 市区町村協会等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画
- その他、必要だと判断される書類

【参考資料】

◆JBA 基本規程「第2章 組織」

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/kihonkitei-02_20190918.pdf

◆JBA 基本規程「第3章 所属団体」

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/kihonkitei-03_20190918.pdf

◆JBA 「役員候補者の選考に関する規程」

http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/5-3_director3_20190918.pdf